

彦岐市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

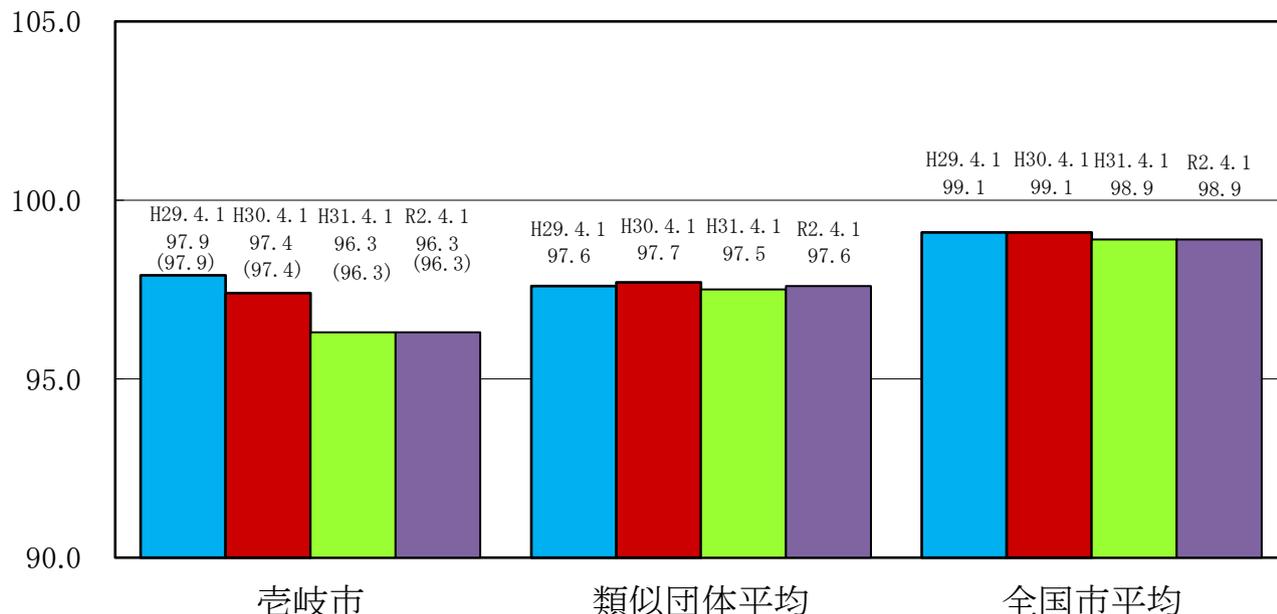
区分	住民基本台帳人口 令和2年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
31年度	人 26,437	千円 25,792,248	千円 446,651	千円 3,607,320	% 14.0	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
31年度	人 383	千円 1,394,456	千円 275,162	千円 565,068	千円 2,234,686	千円 5,835	千円 5,887

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容)
 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。若年層については最大2%引上げ。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し・・・(該当手当なし)

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	42.4 歳	311,300 円	398,031 円	335,429 円
長崎県	43.7 歳	321,668 円	399,311 円	356,031 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	42.3 歳	315,191 円	368,279 円	341,515 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
壱岐市	51.8 歳	2人	308,200円	364,600円	313,200円	—	— 歳	—	—
うち調理師	51.8 歳	2人	308,200円	364,600円	313,200円	調理師	45.9 歳	213,200円	1.7
長崎県	52.0 歳	119人	332,948円	382,160円	357,229円	—	— 歳	—	—
国	50.9 歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	— 歳	—	—
類似団体	51.5 歳	15人	313,756円	336,618円	326,189円	—	— 歳	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
壱岐市	5,867,900円	2,943,000円	2.0
うち調理師	5,867,900円	2,943,000円	2.0

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29年～31年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	36.8 歳	274,200 円	370,600 円	284,757 円
長崎県	—	—	—	—
国	42.8 歳	358,234 円	—	435,038 円
類似団体	38.7 歳	290,147 円	365,404 円	310,108 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	47.3 歳	336,100 円	377,012 円	350,529 円
長崎県	—	—	—	—
国	43.4 歳	333,957 円	—	385,247 円
類似団体	40.0 歳	289,018 円	318,394 円	301,046 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	34.2 歳	263,100 円	321,630 円	286,461 円
長崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.3 歳	286,695 円	346,848 円	314,653 円

⑥医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—
国	52.4 歳	506,994 円	—	846,285 円
類似団体	49.1 歳	553,402 円	1,274,464 円	748,361 円

⑦看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	44.1 歳	299,400 円	328,780 円	311,700 円
長崎県	—	—	—	—
国	47.3 歳	317,928 円	—	355,144 円
類似団体	42.5 歳	304,897 円	352,332 円	318,894 円

⑧幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	38.2 歳	290,800 円	343,754 円	301,018 円
長崎県	46.2 歳	373,942 円	422,931 円	—
国	—	—	—	—
類似団体	39.8 歳	289,367 円	317,700 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		壱 岐 市	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	148,000 円	—
	中 学 卒	139,900 円	133,900 円	—
税 務 職	大 学 卒	182,200 円	—	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—
福 祉 職	大 学 卒	182,200 円	—	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—
消 防 職	大 学 卒	182,200 円	—	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—
医師・ 歯科医師職	大 学 卒	— 円	—	—
看護・ 保健職	大 学 卒	— 円	—	—
	短 大 卒	200,700 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数11年	経験年数15年	経験年数19年
一般行政職	大 学 卒	251,867 円	— 円	334,200 円
	高 校 卒	229,500 円	252,500 円	292,680 円

区 分		経験年数20年～25年
技能労務職	大 学 卒	289,100 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
税務職	大 学 卒	216,200 円	— 円	362,350 円
	高 校 卒	202,400 円	— 円	— 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
福祉職	大 学 卒	243,500 円	281,800 円	362,880 円
	短 大 卒	206,150 円	265,600 円	340,925 円
	高 校 卒	— 円	279,633 円	285,600 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
消防職	大 学 卒	239,567 円	268,400 円	349,100 円
	高 校 卒	206,407 円	254,515 円	357,025 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～
医師・歯科 医師職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円

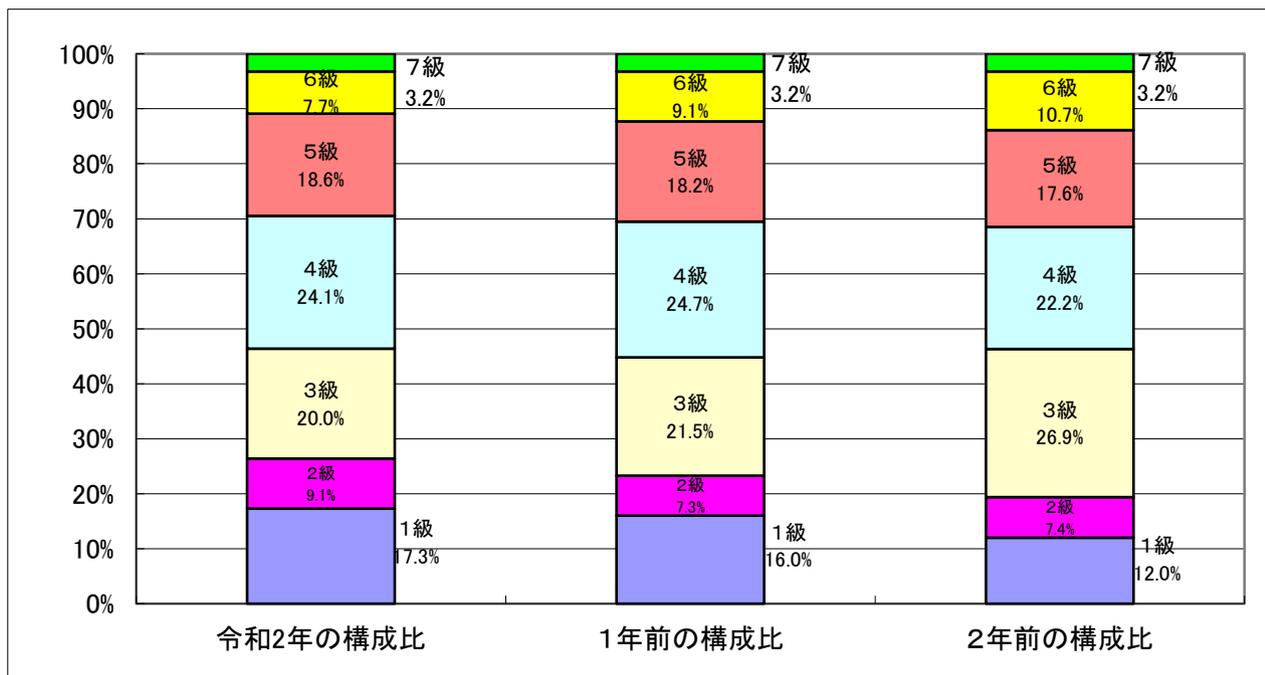
区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
看護・ 保健職	大 学 卒	224,450 円	275,433 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	328,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

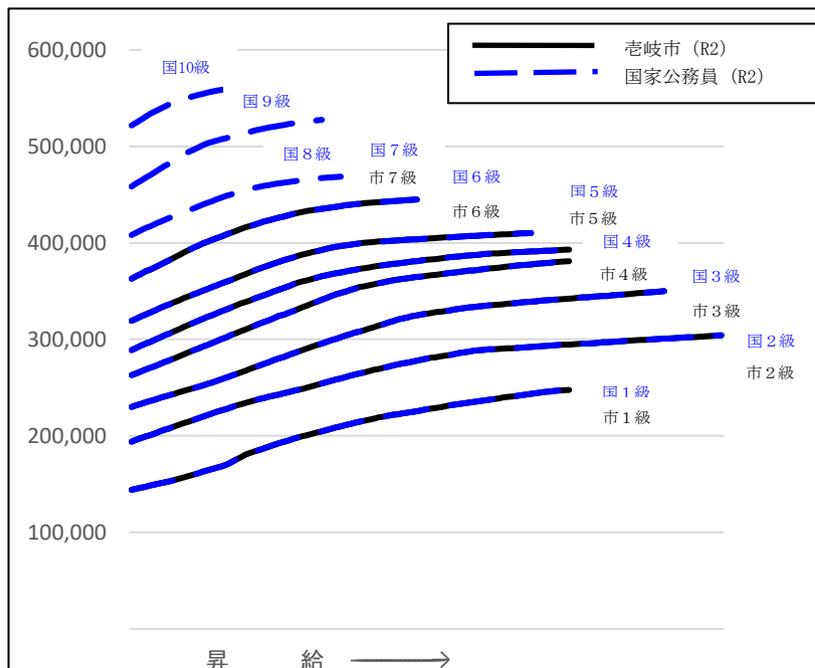
区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	38	17.3%	146,100 円	247,600 円
2 級	副主任	20	9.1%	195,500 円	304,200 円
3 級	係長・主任主事	44	20.0%	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐・班長・主査	53	24.1%	264,200 円	381,000 円
5 級	課長・主幹・参事	41	18.6%	289,700 円	393,000 円
6 級	課長・主幹	17	7.7%	319,200 円	410,200 円
7 級	部長	7	3.2%	362,900 円	444,900 円

(注) 1 沓岐市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に旧給料表の1級及び2級を1級に統合し、旧3級を2級とし旧4級及び旧5級を3級にそれぞれ統合し、旧6級を4級と5級へ、旧7級を6級と7級へそれぞれ分割している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壱 岐 市	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額(31年度) 1,498 千円	1人当たり平均支給額(31年度) 1,746 千円	—
(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

壱 岐 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	6,164 千円	21,060 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当・・・(該当手当なし)

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (31年度決算)		29,005 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (31年度決算)		1,261,079 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (31年度)		5.60 %		
手当の種類 (手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (31年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業等従事手当	看護師等	(1) 感染症患者又は感染症の疑いのある患者の救護作業 (2) 感染症患者又は感染症の疑いのある患者に接する業務に従事するとき (3) 感染症菌の付着した又は付着の危険がある物件の処理作業従事 (4) 結核予防及び感染症予防消毒に従事 (5) 結核病及び感染症死亡人処理に従事 (6) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱	12 千円	(1)～(4) 従事した日1日につき1,000円 (5)～(6) 従事1件につき2,000円
船舶臨時運航業務手当	船員	臨時運航業務に従事した場合	56 千円	従事1回につき500円
感染症及び結核作業手当	医師又はその他の職員	感染症及び結核に診療に従事	0千円	勤務日1日につき150円
獣医師手当	獣医師	医術の向上、往診及び救急患者対応	27,460 千円	1人につき月額23万円以内
予防接種手当	獣医師	IBR予防接種業務	612 千円	1戸500円以内
指定獣医師手当	獣医師	自衛防疫業務	865 千円	1頭125円以内
精神保健福祉業務手当	医師以外の職員	精神保健指定医の診察の立会、入院措置患者の護送、患者の面談して相談、指導の業務	0千円	日額290円

※平成27年度より、竜崎市民病院の長崎県病院企業団への加入により、夜間看護手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、精神科勤務手当、有害物取扱手当、出産介助手当、救急呼出待機手当について廃止。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (31年度決算)	97,463 千円
職員1人当たり平均支給年額 (31年度決算)	305 千円
支給実績 (30年度決算)	83,995 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	265 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(31年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (31年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (31年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ		61,173 千円	278,057 円
	子 10,000円				
	父母 6,500円				
	特定扶養(満16歳年度 初めから満22歳年度末) の子にかかる加算 5,000円				
住居手当	●借家・借間居住者: ・家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ・家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2 +11,000円 ※上限28,000円	同じ		12,028 千円	250,587 円
通勤手当	●交通機関利用者: 最高支給限度額 55,000円 ●交通用具利用者: 2km~30km距離区分に応じ 2,000円~15,800円	同じ		19,516 千円	59,499 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その特殊性に基づき、給料月額額の100分の18の範囲内		国:俸給の特別調整額として支給	25,428 千円	470,889 円
休日勤務手当	休日の勤務時間数×勤務1時間あたりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が異なる	20,419 千円	371,262 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した交替制勤務者に支給 支給額:夜間勤務時間数×勤務1時間あたりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が異なる	5,902 千円	93,684 円
特地勤務手当	教育委員会の指導主事に支給 (給料+扶養手当)×8%	同じ		1,221 千円	406,848 円
準特地勤務手当	教育委員会の指導主事に対して着任後3年以内に限り支給 (給料+扶養手当)×4%	同じ		610 千円	203,424 円
宿日直手当	勤務1回につき4,400円	同じ		2,350 千円	10,443 円
管理職 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 1回につき6,000円以内	同じ		336 千円	37,333 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (31年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (31年度決算)
教員特別手当	教育委員会の指導主事に対し2万200円を超えない範囲で支給			242 千円	80,800 円
食料手当	三島航路の船舶に乗り組み、運航及び船舶保全その他船舶に従事する職員月額2,000円			96 千円	24,000 円
単身赴任手当	支給額 月額30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が100キロ以上の場合には加算有(距離により8,000～70,000円支給)	異なる	加算額が異なる。	720 千円	360,000 円
調整手当	教育委員会の指導主事に対して支給 ・指導主事(給料+管理職手当+扶養手当)×3%	異なる	医師の支給率が異なる	472 千円	157,368 円

技師手当については、平成25年4月に廃止している。

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分	給料	月額	額等	備考
給料	市長	800,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 950,000 円 / 431,000 円	
	副市長	640,000 円 (- 円)	772,000 円 / 483,000 円	
報酬	議長	380,000 円	545,000 円 / 230,000 円	
	副議長	330,000 円	474,000 円 / 200,000 円	
	議員	300,000 円	450,000 円 / 180,000 円	
期末手当	市長	(31年度支給割合) 3.40 月分 役職加算 15%		
	副市長	(31年度支給割合) 3.40 月分 役職加算 15%		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×600/100	19,200千円	在任期間ごと
	備考	給料月額×在職年数×360/100	9,216千円	〃

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成31年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	業務量増 認定こども園に係る配置換え 業務量増 施設新增設 再任用短時間職員の配置
		総務	76	80	4	
		税務	13	13	0	
		民生	79	72	△7	
		衛生	23	23	0	
		農林水産	38	39	1	
		商工	18	19	1	
		土木	27	23	△4	
	計	278	273	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.26人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.76人)	
	教育部門	43	46	3	子ども子育て支援関連	
消防部門	62	63	1	消防吏員の増員		
小計	383	382	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.49人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.90人)		
公営企業等	病院	0	0	0	業務量増	
	水道	6	6	0		
	交通	7	7	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	26	27	1		
	小計	41	42	1		
合計		424	424	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 160.38人	
		[490]	[490]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 職員の任免に関する状況

ア 平成31年度及び令和2年度の職種別採用者数

職種	区分	平成31年度		
		令和2年度	H31.4.1	H31.4.2～R2.3.31
		R2.4.1		
一般行政職		15	13	1
技能労務職		0	0	0
幼稚園教育職		2	3	0
その他	医療職	0	0	0
	看護・保健職	0	2	0
	薬剤・医療技術職	0	1	1
	その他	9	10	0
計		26	29	2

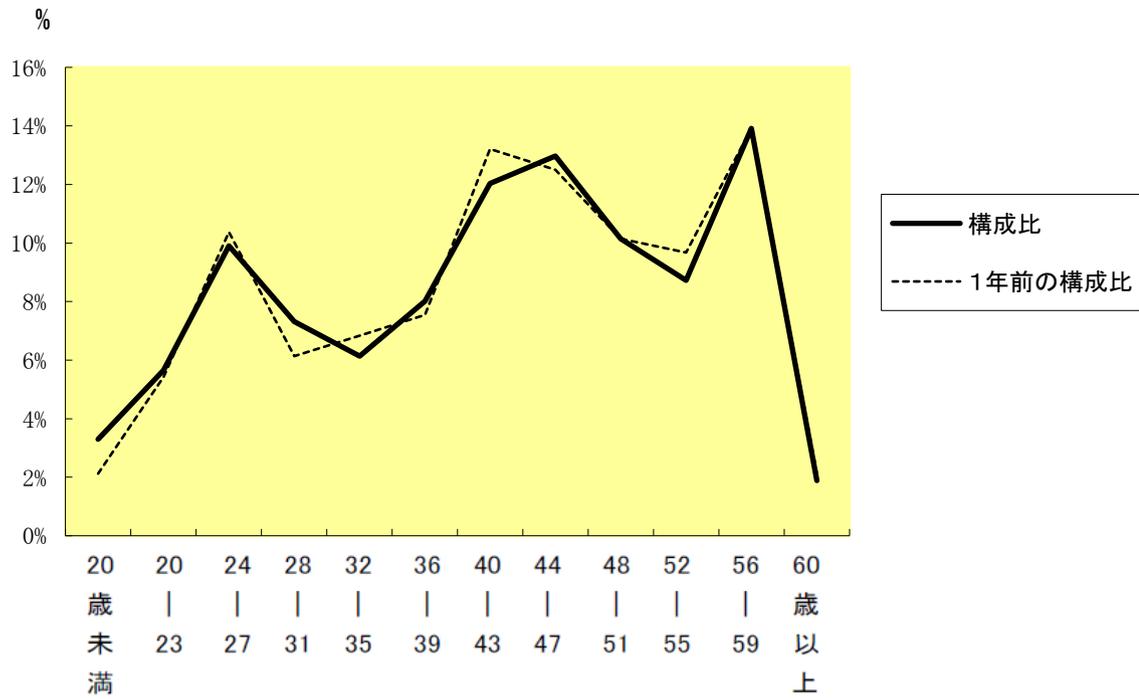
(注) 1. 職種区分は、「令和2年度地方公務員給与実態調査」による。

2. 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、海事職、福祉職、消防職等である。

イ 平成31年度職種別事由別離職者数

職種	区分	合計	定年退職	希望退職	普通退職	任期满了	その他
	一般行政職		17	8	1	3	5
技能労務職		0	0	0	0	0	0
幼稚園教育職		0	0	0	0	0	0
その他	医療職	0	0	0	0	0	0
	看護・保健職	2	0	0	1	1	0
	薬剤・医療技術職	0	0	0	0	0	0
	その他	9	6	0	0	0	3
計		28	14	1	4	6	3

(3) 年齢別職員構成の状況 (2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	14人	24人	42人	31人	26人	34人	51人	55人	43人	37人	59人	8人	424人

(3) 職員の推移

(単位:人・%)

部門	区分	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		255	267	273	274	278	273	18	7.06%
教育		42	42	42	42	43	46	4	9.52%
消防		60	61	61	62	62	63	3	5.00%
普通会計計		357	370	376	378	383	382	25	7.00%
公営企業等会計		58	41	41	41	41	42	-16	(▲27.59%)
総合計		415	411	417	419	424	424	9	2.17%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 休暇の種類

職員の休暇の種類には、①年次有給休暇 ②公傷休暇 ③病気休暇 ④療養休暇
⑤生理休暇 ⑥特別休暇 ⑦組合休暇 ⑧介護休暇 があります。

(2) 一般職員の勤務時間の状況及び年次有給休暇の取得状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	平成19年10月1日廃止

年次有給休暇	内 容	平均取得日数
	1年に20日付与(4月1日付新規採用職員 15日) 年末に年次有給休暇の使用残日数がある場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができる。	7.9

- (注) 1 一般職員とは、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員である。
2 年次有給休暇の平均取得日数は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までのものである。

(3) 育児休業の取得状況

	3ヶ月以下	3～6ヶ月未満	6～9ヶ月未満	9ヶ月～1年未満	1年～1年3ヶ月未満	合計
取得者数	0人	0人	1人	4人	1人	6人

(注) 取得者数は、平成31年度中に新たに育児休業を取得した職員数を記載している。

(4) 介護休業の取得状況

	1月以下	1月を超え2月以下	2月を超え3月以下	3月を超え4月以下	4月を超え5月以下	5月超	合計
取得者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 取得者数は、平成31年度中に新たに介護休業を取得した職員数を記載している。

9 職員の分限及び懲戒処分に関する事項

降任	免職	休職	戒告	減給	停職	免職
0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人

(注) 人数は、平成31年度中に対象となった職員数を記載している。

※分限処分・・・公務の能率を維持し公務の適正な運営を確保するため、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を必要とする場合に、職員の意に反して行うもの

※懲戒処分・・・職員に、法令等違反や全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、公務員関係の秩序を維持するため、制裁として行うもの

10 職員の服務に関する事項

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。この服務の根本基準を忠実に実行するため、地方公務員法の規定により職員には次のような職務上の義務が課されている。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

*平成31年度は、服務義務違反により処分された職員は0人である。

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (31年度実績)

区分	内 容	実施日等	参加人数 (延べ人数)
集合研修	明日の仕事の仕方を考える研究会(富士ゼロックス合同研修)	R1.6/6~6/8,7/10,9/6	4
	健康づくり講座「メンタルヘルス対策研修会」(共済組合研修)	R1.10/7	80
	明日の仕事の仕方を考える研究会(富士ゼロックス合同研修)	R1.10/10~10/11,11/7,R2.1/17	3
	債権管理研修(ブロック別ニーズ研修)	R1.11/25~11/26	53
	人事評価研修	R2.1/15~1/16	139
	合 計		279
外部派遣研修	新規採用職員研修	H31.4/9~4/12	14
	契約事務研修(基礎編)	H31.4/23~4/24	2
	複式簿記入門研修	H31.4/25~4/26	4
	平成31年度新規採用前期(土木・建築)研修	R1.5/8~5/10	2
	出納事務と予算決算研修	R1.5/9~5/10	2
	自治体監査の実務ポイント・ノウハウ修得セミナー	R1.6/4~6/5	1
	法制執務研修(基礎編)	R1.6/6~6/7	1
	市町税務職員初任者研修	R1.6/24~6/25	1
	徴収職員初任者研修	R1.6/25~6/26	1
	市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)研修 法令実務A(基礎)	R1.8/5~8/9	1
	会計基礎研修	R1.8/21~8/22	4
	中都市中堅研修職員合同研修	R1.8/26~8/30	3
	徴収事務担当者研修	R1.9/12~9/13	1
	契約事務研修(応用編)	R1.9/25	2
	固定資産税担当者研修	R1.10/3~10/4	1
	滞納整理研修	R1.10/17~10/18	1
	戸籍事務担当者研修	R1.10/31~11/1	1
	女性職員ステップアップ研修	R1.11/6	2
	全国市町村国際文化研究所(国際文化アカデミー)研修 令和元年度滞納整理の実践と徴収マネジメント	R1.11/11~11/15	1
	全国市町村国際文化研究所(国際文化アカデミー)研修 令和元年度SDGsによる地域づくり	R1.11/13~11/15	1
	生活保護と自立支援対策(巡回アカデミー)	R1.11/13~11/15	1
	防災・危機管理研修	R1.11/22	1
	健康づくり研修(共済組合研修)	R1.11/25	5
	債権管理に係る先進地研修	R2.1/17	2
	地域づくりコーディネーター養成研修	R1.5/27~R2.2/14 計8回	2
	地域づくりコーディネーター養成研修(特別フォロー研修)	R1.10/23	1
	地域づくりコーディネーター養成研修(模擬プレゼンテーション)	R1.12/3	1
	合 計		59

(2) 勤務成績の評定の状況(31年度)

勤務評価を実施し、人事等に活用している。

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、地方公務員法により職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。沓崎市においても、職員の健康保全・生活の安定を目的に支援を行っています。

(1) 職員の社会保障

区 分	実 施 主 体	内 容
共 済 制 度	長崎縣市町村職員共済組合	短期給付事業、長期給付事業及び保健事業等を行っている。民間事業者に例えると社会保険、厚生年金等に相当する。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務災害補償法に基づく補償を受ける。 (平成31年度 認定件数 1件)

(2) 職員の健康診断の状況(31年度)

区 分	受診者数
定期健康診断	240
人間ドック(2日)	66
人間ドック(1日)	71
節目ドック	39

} 長崎縣市町村職員共済組合 保健事業による

(3) その他の福利厚生事業の状況

内 容	31年度 決算額(円)	対象件数
スポーツ・レクリエーション活動奨励のため、職員が団体で参加するスポーツ行事等について、その参加経費を助成する。	111,638	5

(4) 勤務条件に関する措置に関する要求等の状況

地方公務員法に基づき、職員は、給与、勤務時間その他勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる。また、任命権者が、職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申立てができるようになっている。
 沓崎市は、長崎縣市町村公平委員会を県内5市(対馬市、西海市、雲仙市、南島原市、平戸市)及び長崎縣市町村総合事務組合と共同設置している。
 平成31年度においては、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」についてはいずれも0件であった。